

ご挨拶

4月に入り、淀屋橋界隈ではフレッシュマンであふれかえっています。

当事務所では一足早く、2月から事務局に新人を迎えました。法律関係の仕事は初めての経験で業界用語に四苦八苦している模様です。大阪地方裁判所から電話がかかってきて「ハチミンです」??。この場合の「ハチミン」とは、大阪地方裁判所第8民事部のことです。

井上は、この数カ月、「任意後見入門(仮題)」の執筆作業に追われていましたが、先般、やっと脱稿し、出版社に原稿を渡すことができました。執務時間中には原稿を執筆することができず、毎日、自宅で深夜まで執筆していましたが、これでやっと自由になれました。出版社からゲラが上がってきてからチェックする作業がありますので、もう一苦勞ありますが、ようやく終わりが見えてきました。

この号の内容

- 1 ご挨拶
- 2 売掛金の時効は大丈夫ですか？
- 3 消滅時効の中断
- 4 事務所の近況
- 5 取扱い業務

売掛金の時効は大丈夫ですか？

代金を請求する権利は「債権」(さいけん)の一種であり、相手方に何らかの請求をすることができる権利です。代金債権の場合、相手方に代金を支払ってくれという権利のことです。

債権と相對するのが「物権」(ぶっけん)であり、所有権、質権、抵当権などがあります。物権は、ほおっておいても消滅時効にかかりません。ただし、誰かが取得時効により取得してしまえば、反射的に所有権などを失うことはあります。

これに対し、債権は、何もしないでほおっておくと消滅時効により権利がなくなってしまう。

代金を請求する権利を一般に売掛金と呼んでいますが、売掛金と言っても、商品の売却代金、製造下請代金、飲食代などいろいろあり、種類によって**消滅時効**の期間が異なっています。

そこで、まず消滅時効の期間について説明しましょう。

第1 債権の消滅時効の期間は原則として10年です(民法167条1項)。

第2 商行為によって生じた債権の消滅時効は5年です(商法522条)。

売掛金の種類によって消滅時効の期間が異なりますから注意してください！

第3 更に、民法で短期消滅時効が定められています。主なものを以下で掲げます。

(1) 3年の短期消滅時効（民法 170条）

- ①医師、助産師、薬剤師の診療、助産、調剤に関する債権
- ②工事の設計、施工、監理を業とする者の工事に関する債権

(2) 2年の短期消滅時効（民法 173条）

- ①生産者、卸売商人、小売商人が売却した産物、商品の代価に係る債権
- ②自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- ③学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(3) 1年の短期消滅時効（民法 174条）

- ①旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- ②その他

消滅時効の中断

消滅時効の進行を止めることを「中断」といいます。中断すると、時効の進行は一からやり直します。

時効の中断事由には次のものがあります（民法 147条）。

- (1) 請求（訴訟の提起など）
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分
- (3) 承認（相手方が債務を認めたり、一部支払ったりする場合）

「定期的に請求書を送っているから消滅時効は大丈夫」と考えている方が多いようですが、これは間違っています。請求書を送ることは「催告」に当り、「請求」の一つとして消滅時効の中断にはなりますが、6ヶ月以内に訴訟提起などを行わないと時効中断の効力は生じません（民法 153条）。

分かりやすく説明しますと、消滅時効の期間が経過する直前に請求書を送れば（相手方に届く必要があります）、一応消滅時効は中断しますが、そこから6ヶ月以内に訴訟提起するなどしないと、時効中断の効力が生じないのです。

①自分の売掛金の消滅時効は何年か？ ②消滅時効中断の措置を確実に講じているか？ を十二分に御確認ください。



事務所の近況

(事務局・鈴木)

今年は例年より桜の開花が遅れましたが、満開の桜も楽しめ、造幣局の桜の通り抜けも始まりました。

桜といえば花見！花見といえば団子！

というより花より団子ですが・・・。

事務所の近くには、江戸時代から続く老舗の和菓子屋さんがあります。

お店の名前は「高岡福信」さん。創業は寛永元年（1624年）で創業者は豊臣秀吉の御膳番だったそうです。

ここの酒饅頭は創業当時の名物だけあり、あっさりした甘さでとてもおいしいです。

少し値段は張りますが、本わらびを使ったわらび餅もおいしそうなので、この夏はぜひとも一度は食べてみたいと思います。



高岡福信さんの
酒饅頭です

御菓子司 高岡福信：大阪市中央区道修町 4-5-23

(事務局・今井)

初めまして。新人の今井と申します。

事務所に入所してからはや二ヶ月がたちました。裁判所からの電話に出ると、書記官から発せられる専門用語・略語の数々が呪文のように聞こえ、謎のひらがなメモを残し、そして聞こえたまま語尾を疑問形で伝えるという伝言方法。大変申し訳ございません・・・

内容もしっかり理解できるよう勉強中です。

分からないことだらけで日々余裕ゼロの状態ですが、新しい事を学ぶのは楽しく、充実した日々を過ごしています。

これからどうぞよろしくお願い致します。



事務局ブログを始めました。

仕事のことや日々のことを綴っております。

まだまだ拙い文章ですが、定期的に更新しております。

ぜひ一度ご覧下さい。

OSAKAベーシック法律事務所のコーポレートサイトよりご覧いただけます。

「OSAKAベーシック法律事務所」は平成23年12月22日付けで商標登録されました（登録第5459215号）。

6月27日に出願してから半年要しました。

取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

特設サイトとして「大阪遺言・相続ネット」と「大阪離婚相談ネット」を開設しておりますので、あわせてご覧ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のことと弁護士に相談してよいのか?」とのお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

このニュースレターをお送りしている方からの電話照会には無料で応じさせていただきます。

お気軽にお電話ください!

契約書式サービスします

大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

海外在住者のための無料メール相談を始めました

<http://www.o-basic.net/>

個人の方

- 相続
- 成年後見
- 不動産
- 金銭貸借
- その他
- 離婚
- 破産・債務整理
- 交通事故
- 労働

会社・事業者の方

- 会社法
- 債権の保全・回収
- 不動産
- その他
- 契約書
- 労務問題
- 倒産
- 顧問契約

OSAKA ベーシック法律事務所
Osaka Basic Law Office

〒541-0042
大阪市中央区今橋4丁目3番6号
淀屋橋NAOビル3階
弁護士井上元
TEL 06-6226-5535
FAX 06-6226-5536
URL <http://www.o-basic.net/>

「地下鉄御堂筋線及び京阪電鉄「淀屋橋」駅の10番出口から歩いて1分の至便の立地」淀屋橋odonaの南西斜め向かい